

教育研究評議会議事録（第37回）

日 時：平成19年3月15日（木） 15時00分～17時50分

場 所：事務局第一会議室

出席者：平山，齋藤，玉，大野，池本，高塚，砂山，星野，馬場，藤井，雑賀，井上，

杉浦，牧，村上，菅原，千葉，長谷川，井山，高畑，木村，上村

欠 席：森，清水

議 題

1. 学生の懲戒について（追加）

学長から，違法行為を行った学生の懲戒についてが提案され，本件は岩手大学学則第70

条に基づき審議する旨が述べられた。

次いで，馬場工学部長から，配付資料（回収資料として配付）に基づき，工学部平成16年

度編入学生Aに係る不祥行為の概要及び3月8日開催の工学部教授会で審議し，「無期停

学」処分が適当であるとの判断があった旨が述べられた。

審議の結果，「本件は学生の本分に反する行為」である理由により，「無期停学」処分とす

ることを承認した。

なお，学長から，平成19年3月15日付けて処分を行うこととする旨が述べられた。

2. 平成19年度国立大学法人岩手大学年度計画（案）について

学長から，平成19年度国立大学法人岩手大学年度計画（案）についてが，提案された。

なお，本提案は，3月1日開催の経営協議会で審議され，それらを踏まえ3月13日開催の

点検評価委員会です承を得た旨の付言があった。

審議の結果，Ⅰ-1-2)-②の「また，ESDを中核とした全学共通教育と専門教育との有

機的連携を視野に入れた履修指標を策定する。」を「また，ESDを中核とした全学共通教育と専

門教育との有機的連携を視野に入れた履修ガイドを策定する。」及びⅡ-3-4)-①の「女性

教員の採用・拡大に努める」を「女性教員の採用の拡大に努めるとともに、支援策を講じる」に

修正することとし、本提案を了承した。

なお、学長から、本議題は役員会の審議を経て文部科学省へ提出するものである旨の付

言があつた。

3. 国立大学法人岩手大学学則の一部を改正する学則（案）について

学長から、「教育学部附属養護学校」を「教育学部附属特別支援学校」に名称変更するた

めの学則（案）についてが、提案された。

審議の結果、本提案を了承した。

なお、本学則については、平成19年4月1日から施行する旨の付言があつた。

4. 国立大学法人岩手大学職員就業規則の一部を改正する規則（案）等について

①（本 則）国立大学法人岩手大学職員就業規則の一部を改正する規則（案）

について

②（別定規則）国立大学法人岩手大学民間等退職者雇用職員就業規則（案）

について

③（別定規則）国立大学法人岩手大学職員給与規則の一部を改正する規則（案）

について

④（別定規則）国立大学法人岩手大学職員採用規則の一部を改正する規則（案）

について

⑤（別定規則）国立大学法人岩手大学職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する

規則等の一部を改正する規則（案）について

⑥（別定規則）国立大学法人岩手大学非常勤職員就業規則の一部を改正する規則

（案）について

⑦（別定規則）国立大学法人岩手大学プロジェクト職員就業規則（案）について

⑧（別定規則）国立大学法人岩手大学職員給与規則の一部改正に伴う経過措

置の

特例に関する規則の一部を改正する規則（案）について

⑨（別定規則）国立大学法人岩手大学都市工リア産学官連携促進事業職員就業規則の

廃止について

学長から、民間等の退職者を対象とした職員雇用制度の導入、パートタイム職員の時給額の

算定方法の見直し、及び教員選考基準の制定に伴う等のための規則（案）についてが、提案さ

れた。

なお、本提案については、3月7日開催の人事評価委員会です承を得ている旨の付言が

あった。

審議の結果、本提案を了承した。

なお、本学則については、平成19年4月1日から施行する旨の付言があった。

5. 岩手大学教員の任期に関する規則の一部を改正する規則（案）について

学長から、評価室所属教員に任期を付すための規則（案）についてが、提案された。

なお、本提案については、3月7日開催の人事評価委員会です承を得ている旨の付言が

あった。

審議の結果、本提案を了承した。

なお、本規則については、平成19年4月1日から施行する旨の付言があった。

6. 岩手大学教員評価指針の一部を改正する指針（案）について

①（本則）岩手大学教員評価指針の一部を改正する指針（案）について

②（別定）評価実施要領の一部を改正する要領（案）について

学長から、「人事評価委員会」を「人事制度・評価委員会」への名称変更及び部局として評

価室を位置づけるための指針（案）についてが、提案された。

なお、本提案については、3月7日開催の人事評価委員会です承を得ている旨の付言が

あった。

審議の結果，本提案を了承した。

なお，本規則については，平成19年4月1日から施行する旨の付言があった。

7. 岩手大学サバティカル研修に関する要項（案）について

学長から，サバティカル制度を導入するための要項（案）についてが，提案された。

なお，本提案については，3月7日開催の人事評価委員会です承を得ている旨の付言があった。

審議の結果，本提案を了承した。

なお，本要項については，平成19年4月1日から施行する旨の付言があった。

8. 教員の休職について

学長から，教員の休職についてが提案され，配付資料7に基づき所属教員の病状及び治

療状況等について，及び2月20日開催の工学部教授会で審議・了承された旨の付言があった

。

審議の結果，本提案を了承した。

9. その他

特になし

報 告

1. 試験における不正行為者の懲戒について

学長から，不正行為を行った工学部 学生2名について2月20日開催の工学部教授会の審

議結果を踏まえ，「試験における不正行為者の扱いについて（平成17年2月17日教育研究評

議会了承）」に基づき，2月22日付けで訓告処分を行った旨の報告があった。

2. 平成18年度国立大学法人岩手大学第2次補正予算について

学長から，平成18年度国立大学法人岩手大学第2次補正予算について，配付資料8に基

づき報告があった。

3. 平成19年度国立大学法人岩手大学予算について

学長から、平成19年度国立大学法人岩手大学予算について、配付資料9に基づき報告が

あり、委員から、学長裁量経費の基本方針を示していただきたい旨の意見があった。

4. 岩手大学における施設の戦略的整備方針について

学長から、岩手大学における施設の戦略的整備方針について、配付資料10に基づき報告

があった。

5. 役員会（第113～118回）報告について

学長から、2月15日、2月20日、2月22日、2月27日、3月6日及び3月7日開催の同会

議の概要について、配付資料11に基づき報告があった。

6. 学長・副学長会議（第122～124回）報告について

学長から、2月20日、2月27日及び3月6日開催の同会議の概要について、配付資料12

に基づき報告があった。

7. 経営協議会（第12回）報告について

学長から、3月1日開催の同会議の概要について、配付資料13に基づき報告があった。

8. （社）国立大学協会第9回通常総会報告について

学長から、3月8日開催の同会議の概要について、配付資料14に基づき報告があった。

9. 岩手大学大学院において一の授業科目について二以上の方法の併用により行う場合の単

位の計算基準について（追加）

学長から、岩手大学大学院において一の授業科目について二以上の方法の併用により

行う場合の単位の計算基準について、配付資料15に基づき報告があった。

10. 北東北国立3大学連携推進会議報告について（追加）

学長から、2月23日開催の同会議の概要について、配付資料16に基づき報告があった。

11. その他

学長から、平成19年3月31日付けで退任する評議員、4月1日付けで就任する評議員及

び再任する部局長についての紹介があった。

次回の教育研究評議会の開催について

次回の教育研究評議会は、4月19日（木）15時から開催することとした。